



栃木県 HP「労政とちぎ」(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/documents/rouseitochigi.html>)

## ☆☆☆2018とちぎ求人企業合同説明会☆☆☆



「2018年とちぎ求人企業合同説明会」を以下の通り開催します!  
 たくさんのご参加お待ちしております!  
 日時：6月8日(木) 13:00~16:00  
 (受付12:00~)  
 対象：平成30年3月大学等卒業予定者及び若年者等  
 場所：マロニエプラザ(宇都宮市元今泉6-1-37)  
 参加企業：約140社(予定)  
 主催：栃木県、宇都宮市、栃木労働局、ハローワーク  
 お問い合わせ先：**栃木県労働政策課雇用対策担当**  
 (TEL 028-623-3224)

## ☆☆☆情報ネットワーク施工学生日本一決定戦☆☆☆

4月7日(金)に開催された「情報ネットワーク施工学生日本一決定戦」(高度情報通信推進協議会主催、東京ビッグサイト)において、県央産業技術専門校(宇都宮市)情報ネットワーク科2年の渡邊司さんが第1位(金賞)を獲得しました。同校の金賞受賞は今年で7年連続となります。  
 また、渡邊さんは11月に栃木県で開催される「第55回技能五輪全国大会」への出場権を獲得し、栃木県としては第1号となりました。



7年連続 金賞受賞!

## ☆☆☆第16回とちぎアビリンピック☆☆☆



「第16回とちぎアビリンピック」を下記のとおり開催します!  
 多くの方のご来場をお待ちしています!  
 日時：7月22日(土) 9:00~15:30  
 会場：宇都宮青葉高等学園  
 主催：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部、栃木県  
 競技種目：15種目(ワード・プロセッサ、表計算、喫茶サービスほか)  
 お問い合わせ先：**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部**  
 (TEL 028-650-6226)

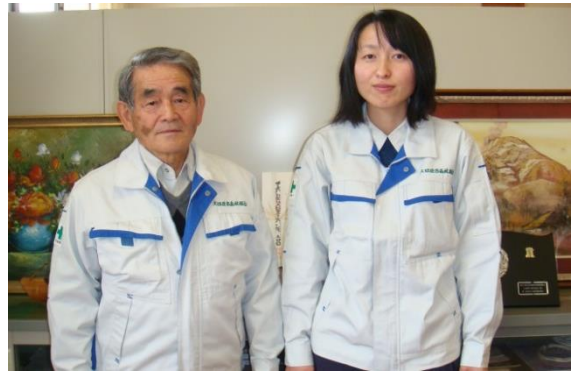
# 人・春夏秋冬

## 齋藤 朱里さん

大田原市森林組合 事業課 技師

今回は、県内では女性で初めて森林管理業務の専門資格「認定森林施業プランナー」を取得し、“林業女子”として活躍されている大田原市森林組合の齋藤朱里さんにお話を伺いました。

※森林施業プランナー認定制度・森林所有者に代わって森林経営計画を作成し、地域の森林を管理するための認定制度



(左：須藤義朗代表理事組合長、右：齋藤朱里さん)

### ◆組合の業務・担当している仕事の内容について教えてください。

森林組合は木材の販売や造林保育、屋敷林の伐採や森林経営計画の作成等、組合員である森林所有者に代わり森林の手入れを行っています。私の担当は主に、森林経営計画の作成や、実際に施業させていただき森林の境界確認、そして現場の管理や木材販売等、森林所有者や自治体の方と連携を取りながら業務に取り組んでいます。

### ◆現在の仕事に就かれたきっかけを教えてください。

よく山に出かけていた祖父の姿を見ていたこともあり、子供の頃から木や植物等の自然に関心がありました。短大では造園を学んでいましたが、その際林業という職業があること、さらには森林の手入れが遅れているという現状を知り、森林を守る林業をやりたいという気持ちが芽生えました。その後、森林や林業を学べる大学に編入し、地元で貢献できるよう当組合に就職しました。

### ◆仕事をする際に心掛けていることはありますか。

現場作業員が働きやすい職場であること、また組合員が森林組合に作業を頼んで良かったと思ってもらえるように心掛けています。また、「無理をしない」ということも常に心掛けています。林業の現場は男性社会なので、仕事をする中で体力的にも気力の面でも男性について行くことは難しいです。就職したての頃はかむしゃらに仕事していましたが、最近は無理をせず自分にできることを行うようにしています。そのおかげで、今でも林業が大好きですし、毎日仕事に取り組んでいます。

### ◆仕事をしていて嬉しかったことや苦労されたことはありますか。

事業課では初めての女性なので、私自身もそうですが職場の方も不安だったと思います。今まで仕事に取り組んでこられたのも沢山の方にご支援いただき、恵まれた環境で仕事をさせていただけたおかげです。また、森林所有者の方も女性だと不安を感じることもあると思いますが、真摯に取り組むことで信頼していただけるようになり、森林所有者から「ありがとう」と言われたときはとても嬉しいです。

### ◆「認定森林施業プランナー」を取得するきっかけを教えてください。

先輩方がこの資格を取得していたことや、周りの方々からの後押しもあり、この資格試験に挑戦することになりました。この資格を取得するために、講習会等で基礎知識を勉強したり、面接試験では面接官が森林所有者だと思いながら接し方を学ぶことが出来ました。その知識が今現場で活かしているので、取得して良かったと思います。

### ◆今後の抱負についてお聞かせください。

最近、自分の森林の所在や境界が分からない森林所有者が増えてきており、山への関心が薄れていると実感します。昨年度、CRTとちぎ放送の「もくりん森日記」という番組に携わらせていただき、林業や林産業の魅力を情報発信してきました。今後も多くの方が森林や林業に興味を持ち、持続的に関わりをもっていただけるような取組を続けていきたいと思っています。

### ◆林業を志す女性に向けてメッセージをお願いします。

“林業”は男性のイメージが強いと思いますが、女性だから気づく部分もありますし、活躍できる場面はたくさんあります。女性だからといって諦めずに飛び込んでほしいです。

【取材：大田原労政事務所】

# 栃木労働局からのお知らせ

## 事業主のみなさまへ

### 「平成29年度の労働保険年度更新の申告・納付のお知らせ」

平成29年度の労働保険年度更新の申告・納付時期は6月1日から7月10日までとなります。

詳しくは、栃木労働局労働保険徴収室・労働基準監督署又は公共職業安定所にお尋ねください。

**栃木労働局労働保険徴収室**

## 労働条件をめぐる悩みや不安・疑問は「労働条件相談ほっとライン」へ

月・火・水・木・金：午後5時～午後10時  
土・日：午前10時～午後5時  
〔12月29日～1月3日は除く〕

**TEL 0120-811-610**  
**栃木労働局監督課**

## 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

～外国人雇用はルールを守って適正に～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

高度外国人材の就職促進を図るとともに、外国人労働者が在留資格の範囲内でその能力を有効に発揮しながら適正に就労できるように、厚生労働省では毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め各種の啓発活動に取り組んでいます。

お問い合わせ先 **栃木労働局職業対策課 TEL 028-610-3557**

## ①「学生アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です。

実施期間：平成29年4月～7月

重点事項：「アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！」ほか

## ②安心して働くための無期転換ルールとは・・・

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

## ③平成29年4月1日からくるみん認定・プラチナくるみんの認定基準・認定マークが改正されました。

## ④平成29年10月1日から育児・介護休業法の改正！

原則1歳までの育児休業を6か月延長しても、保育所に入れない場合等に限り、さらに6か月（2歳まで）の再延長ができるようになります！

①～④の詳細については、**栃木労働局雇用環境・均等室 TEL 028-633-2795**まで！

# ポリテクセンター栃木からのお知らせ

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部 栃木職業能力開発促進センター）

## 職業訓練修了生の採用企業の募集、企業の人材育成のお手伝いをします。

実践的な知識と技術を習得した職業訓練修了生を採用していただける企業を募集しています。

「人材情報」をホームページに掲載しています。職業訓練（機械系・電気電子系・居住系）の在籍者の一部と修了した方で未就職者を紹介いたします。採用希望の人事ご担当者の方へご連絡ください。

**ポリテク栃木**

**検索**



当センターでは、企業の人材育成ニーズに対応した能力開発セミナーを実施しています。

当センターのホームページに、平成29年度能力開発セミナーパンフレット掲載しています。御社の人材育成にお役立てください。

冊子をご希望の場合は、遠慮なくお申し出ください。連絡をお待ちしています。

職業訓練の中で行う企業実習（1カ月程度）を受入れていただける企業を募集しています。（テクニカルオペレーション科、スマート生産サポート科）

## 事業主の皆様へ

### 訓練生を採用してみませんか？

ポリテクセンター栃木では、ものづくりに関連した職業訓練を行っています。人材採用をお考えの企業の皆様、当センター訓練生の採用を検討してみませんか？

#### ◆具体的にどんな訓練をしているの？

☆全9コースがあり、座学と実技を組み合わせた「ものづくりの現場」に即した訓練を実施しています。

#### ○機械系

- ◆テクニカルメタルワーク科【6ヶ月訓練】……………各種溶接等
- ◆CAD/CAM技術科【9ヶ月訓練】……………CADによる設計技術等
- ◆テクニカルオペレーション科【6ヶ月訓練】……………CADおよび工作機械等
- ◆テクニカルオペレーション科/企業実習付きコース【7ヶ月訓練】……………同上

#### ○電気・電子系

- ◆電気設備技術科【6ヶ月訓練】……………電気設備の設計・施工・保全等
- ◆制御技術科【6ヶ月訓練】……………電子回路・マイコン制御プログラミング等
- ◆組込みマイコン技術科/企業実習付きコース【7ヶ月訓練】……………ICTシステム構築等

#### ○居住系

- ◆ビル管理技術科【6ヶ月訓練】……………ビル管理技能や関連知識習得等
- ◆住宅リフォーム技術科【6ヶ月訓練】……………住宅構造・図面・CAD製図・大工技能等

※企業実習付きコースは14歳未満の方を対象としたコースです。

各コース詳細につきましては、当センターホームページにまたはパンフレット等をご覧ください。

#### ◆受講者を採用するメリットは？



在籍・修了した訓練受講者は、前職までの経験をもとに、新たに当該科の基本的な知識と技能を習得していますので、入社後の教育訓練を一部省略することができます。

#### ◆受講者を採用するには？

☆当センター発行の『人材情報』をご活用ください！

入所4ヶ月目以後の訓練生に関する簡単なプロフィール等を公開しています。

- ①当センターホームページ
- ②県内各ハローワークに配布する冊子（この冊子）

でご覧いただくことができます。

『人材情報』及びリクエスト求人については、裏面をご覧ください。



## お問い合わせ

**：訓練課 TEL 028-621-0689**

ホームページで訓練風景の動画配信中！スマホでもOK！  
YouTubeでも動画配信中です。

# ◆◆◆労働相談◆◆◆

## 36協定の際の労働者代表について

Q 当社には労働組合がありません。また、あらかじめ「労働者の過半数を代表する者」(以下「労働者代表」という。)を選出していません。このたび36協定を結ぶことになりましたが、締結の相手方である労働者代表に親睦会の幹事を充てても問題ないでしょうか？

A 親睦会の幹事などを自動的に労働者代表とする場合は、当該幹事などが36協定を締結するために選出された労働者代表ではないため、協定は無効となってしまう可能性があります。労働者代表としての要件を満たすためには、36協定などの労使協定等を締結するための労働者代表を選出することを明らかにしたうえで、投票、挙手などの方法により選出しなければなりません。

あらかじめ親睦会の幹事は、36協定などの労使協定等を結ぶ際の労働者代表を兼ねることを労働者に周知し、当該労働者の選任を労働者の過半数が支持していることが明確であれば問題ありません。

### 1 36協定について

「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合は、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる」と定められています。(労働基準法第36条)

### 2 労働者の過半数を代表する者となることができる労働者の条件(労働基準法施行規則第6条の2第1項)

#### ① 労働基準法第41条第2項に規定する管理監督者でないこと

- ・ 管理監督者とは、一般的には部長、工場長など、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。(昭和63.3.14基発150号)

#### ② 労働基準法に定める協定等を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であること。

- ・ 選出の方法は、投票、挙手の他、労働者の話し合いや持ち回り決議等でもよく、労働者の過半数が当該労働者の選任を支持していることが明確になる民主的な手続きをとることが必要です。(平成11.3.31基発168号)使用者が特定の労働者を指名してはいけません。
- ・ 選出に当たってはすべての労働者が参加するようにしてください。すべての労働者とは、会社に使用される者で賃金を支払われる者ですので、管理監督者及びパート、アルバイトといった非正社員も含まれます。(昭和46.1.18基収6206号)管理監督者は過半数代表者にはなれませんが、選出する側の労働者には含まれます。

## 企業概要

所在地 栃木県鹿沼市村井町291-5

創業 1920年

業務内容 養蜂業及び各蜂産品販売

従業員数 30名

代表 代表取締役 黒田 雄一



今回はフードバレーとちぎ推進協議会の会員であり、地元農業者や企業との連携により、地域資源を活用した商品開発や新規販路開拓に数多くの実績を残している(有)黒田養蜂園の取り組みを紹介します。

## ◆事業展開の内容についてお聞かせ下さい。

はちみつ採集及び販売、各蜂産品採集販売、各蜂産品の加工販売、ミツバチ関連商品の販売、交配用ミツバチのリースなどの養蜂業全般や養蜂の技術指導、養蜂体験教室やキャンドル作りなどのワークショップの企画・運営を行う(有)黒田養蜂園を中心に、はちみつを使ったスイーツなど、はちみつに特化したカフェレストランの経営などを行っている(株)MIELE JAPAN(ミエーレジャパン)、そして、就労継続支援A型事業所として、ラベル貼りや瓶詰め、養蜂場の管理などの作業を行っている(株)8(エイト)があります。

## ◆新商品開発に積極的な取り組みを行っていますが、その内容と各種補助金の活用などもお聞かせ下さい。

カフェレストラン事業では定期的にはちみつを使ったケーキやジェラートなどの新商品を開発しています。また、農商工ファンドを使って、地元の農家さんと共同でトマトやイチゴなどの農産物とはちみつを使ったジェラートを開発して販売しています。さらに、フードバレーとちぎ推進協議会の助成金を使って地元酒造会社と連携して、はちみつでミード(蜂蜜酒)を作り、販売しています。

## ◆オリジナリティを追求しているとのことですが、どのような取り組みをしているのかお聞かせ下さい。

栃木県内の各地域と連携して「ご当地はちみつ」を製造しながら、良質なはちみつを採集するために耕作放棄地での蜜源植物の増殖栽培にも取り組んでいます。

また、無添加、無精製、非加熱の「本物」はちみつ作りにこだわっており、ミツバチを自然のままに養蜂し商品化する工夫を通じて希少性の高いはちみつとして販売するとともに、レストランで扱う商品の原材料として使用することでオリジナリティを強化しています。

## ◆企業内の人材育成に力を入れているとのことですが、その内容についてお聞かせ下さい。

最初は家族経営で行っていましたが、事業展開の拡大にともない、社員も増え人材育成が課題となりました。社員が働きやすい会社を目指すとともに、社員が会社を本当に好きになってもらい、自ら働くような職場作りを目標にして、月1回の個人面談と社内全体ミーティングなど行って風通しの良い職場作りを心掛けています。また、社員の中には子育て中の方もいますので、勤務シフトを配慮するなどの支援を行っています。今後はさらに、社員の仕事と家庭の両立のための取り組みにも力を入れていきたいと思っております。

## ◆今後の抱負についてお聞かせ下さい。

当社の企業哲学である「Smile! With Honey」(はちみつで笑顔に。のもと、はちみつにこだわり、鹿沼市や栃木県を代表する「はちみつのテーマパーク」を目標に、お客さんが来て楽しめる企業に成長したいと思っております。また、地域の活性化に向けて「健康・美」をテーマに、地場の農産物を使ったメニューを引き続き提供していきたいと思っております。

お話：四代目(専務取締役) 黒田 和宏 氏  
【取材：宇都宮労政事務所】



とちまるくん

## 発行所

栃木県産業労働観光部労働政策課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

TEL:028-623-3224 FAX:028-623-3225